

「最適地生産」でタイルの可能性を追求する

～佛山、景德鎮など窯業の歴史ある中国で、良質な外装タイルを生産～



株式会社 アイコットリョーフ

代表取締役社長

伊藤 洋二氏

- 住所：多治見市大藪町1989-5
- TEL：0572-27-6161(代)
- FAX：0572-29-4028
- URL：https://www.ic-ryowa.com
- 事業内容：タイル製造販売
- 営業品目：外装モザイクタイル／外装タイル／床タイル／透水性セラミックブロック／セメント系エクステリア／舗装用タイル／舗装用ブロック／天然石／レンガ等景観材料
- 連結従業員数：1,426人(グループ合計)

■ 燃料卸売の企業から誕生した国内では後発のタイルメーカー

聞き手：まず御社の歴史からお聞かせください。

伊藤社長：もとは、祖父が燃料卸の(株)伊藤商会を立ち上げたことから始まります。そちらは兄が継いでいるのですが、ガソリンなどの燃料を仕入れて売るといった仕事では、なかなか商品に付加価値が付けられません。そこで父である会長がメーカーをやってみたくて考え、1972年にタイルメーカーを創業しました。タイル業界では後発ということになると思います。国内では既に先発企業がたくさんありましたので、最初から輸出の多いメーカーとしてスタートしました。

聞き手：転機などはありましたか。

伊藤社長：創業からしばらくした頃、1985年のプラザ合意で為替レートが大幅に変わり、輸出するには厳しい状況になっていました。色々と検討を重ね、1989年に合併で中国広東省に工場を建てることになりました。中国を選んだ理由は、窯業の歴史があることと、良質な材料が豊富にあること、そして人材面でも窯業に慣れ親しんだ人が多いということでした。おかげで最初から良いタイルができたので、そこから徐々に中国での生産を増やしてきて、今に至っています。

■ 中国こそが生産の「最適地」

聞き手：中国で生産し、海外に輸出されるのですか。

伊藤社長：日本のメーカーですので、日本でももちろん販売しています。今は6割が日本、3割が中国で、1割がアジアを中心とした海外といった具合です。当社には「最適地生産」というキーワードがあります。今は中国も人件費が上がって

つおますが、歴史的なこともあり、最適地だと考えています。

聞き手：景気の変動が創業や転機に影響していたのですか。ご自身でも中国にはよく行かれるのですか。

伊藤社長：実は大学時代に父から言われ、1年間留学して中国語を勉強しました。1994年から2001年までの8年間は中国の工場で実際に働いたので、コミュニケーションの点では中国語でできています。

一緒に働いた経験から文化の違いも感じ、中国の工場は中国人スタッフが、日本の工場は日本人がまとめるべきだと考えるようになりました。日本人スタッフは1人くらいしか派遣しておらず、採用も教育も中国のスタッフに任せています。私は月1回、年間で15回くらい中国に行っています。

■ タイルの付加価値をどのように高めていくのか

聞き手：販売における展望などはいかがでしょうか。

伊藤社長：マンションでは半分くらいに外装タイルが使われているのですが、戸建て住宅については、タイルの模様が印刷されたサイディングボードを貼る場合が多く、本当のタイル貼りは5%程度です。ですが、耐久性などの点で注目されつつあるので、10%程度にまで引き上げていきたいところです。潜在的なマーケットはまだ大きいと思っています。

当社は、もともとOEM製品が主でしたが、大きく舵取りをして現在では自社ブランドが6～7割を占めるようになりました。業界としてもリーマンショック以前は量の確保が重要でしたが、今はむしろ付加価値をどう上げていくか、独自の地位をどう築くかということが大切になっています。

平成28年10月1日より

厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります

現在は、一般的に週30時間以上働く人が厚生年金保険・健康保険(社会保険)の加入対象ですが、平成28年10月からは、従業員が501人以上いる会社(特定適用事業所)については、週20時間以上働く人(短時間労働者)などにも対象が広がります。変更のポイントをご紹介します。

「特定適用事業所」とは

同一事業主の適用事業所において、厚生年金保険の被保険者数(短時間労働者を除き、共済組合員を含む)の合計が、1年のうち6ヵ月以上、501人以上となることが見込まれる事業所が該当します。

○×株式会社
法人番号:××××××
被保険者数:300人

○×株式会社 ○○支店
法人番号:××××××
被保険者数:250人

上記のように法人番号が同じ適用事業所のグループであれば、被保険者の合計が500人を超えるので、いずれの事業所も特定適用事業所として、短時間労働者の適用拡大の対象となります。

加入対象となる「短時間労働者」とは

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～④の全てに該当する人が適用拡大の対象となります。

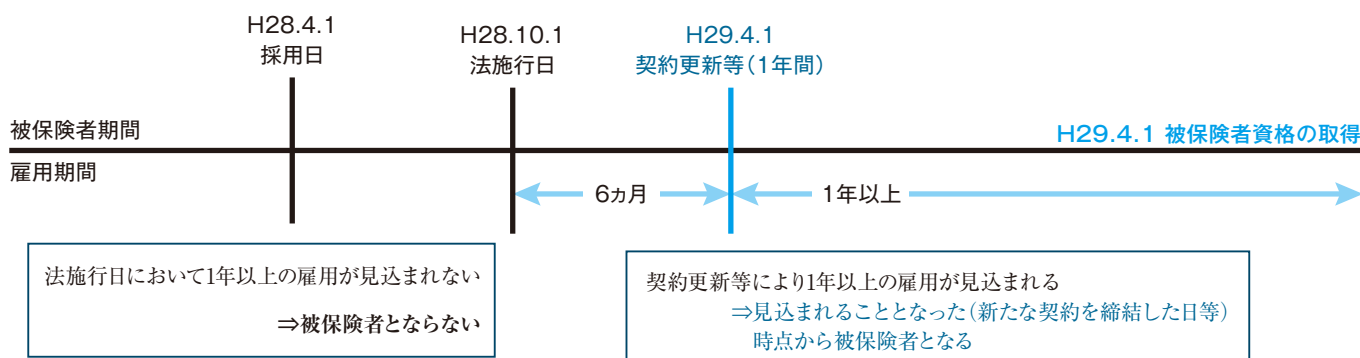
①週の所定労働時間が20時間以上であること

週の「所定労働時間」とは、就業規則や雇用契約書等により、その人が通常の週に勤務すべき時間のこと。雇用保険の取扱いと同様です。

②雇用期間が1年以上見込まれること

雇用について、期間の定めがない場合や1年以上である場合、あるいは1年未満でも契約が更新される旨や可能性が明示されている場合、更新等により1年以上雇用された実績がある場合は該当します。

〈例〉平成28年4月から平成29年3月末までの契約(契約更新が明示されておらず、同様の雇用契約により雇用された者が更新等により1年以上雇用された実績もない場合)の労働者が契約更新等となった時



③賃金の月額が8.8万円以上であること

週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた所定内賃金の額が8.8万円以上である場合に該当となります。ただし、結婚手当や賞与等の臨時のものや、時間外労働、休日労働等への割増賃金といったものは除外されます。

④学生でないこと

生徒または学生(大学、高等学校、専修学校、各種学校等)は適用対象外となります。ただし、卒業見込証明書を有していて、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ事業所に勤務する予定の人、休学中の人、定時制課程の人等は被保険者となります。

※この短時間労働者の適用拡大の詳細い内容、届出方法等については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

URL <http://www.nenkin.go.jp>